

『知的財産推進計画2026』と産業構造審議会 第21回知的財産分科会の比較分析：政策反 映状況と表現・概念の差異に関する詳細考察

Gemini 3.1 pro

1. イントロダクションおよび分析の前提

2026年6月12日、内閣府知的財産戦略本部において、国家の知財戦略の羅針盤となる『知的財産推進計画2026～成長戦略を支える知財戦略の推進～』が決定された¹。この国家戦略の策定に先立ち、同年5月14日には特許庁を事務局とする産業構造審議会第21回知的財産分科会が開催され、「稼ぐ力のための知的財産～知的財産を経営戦略に～」と題する重要方針が提示された¹。本研究レポートの目的は、産業構造審議会で議論された特許庁主導の施策や課題認識が、最終的な政府方針である『知的財産推進計画2026』にどのように反映されたかを精緻に追跡し、両文書間に存在する「齟齬」「未反映の要素」「表現やニュアンスの微妙な変化」を網羅的かつ詳細に分析することである。

分析の結果、特許庁が提示した「企業単位での稼ぐ力」や「IPインテリジェンス」といった直接的かつ野心的な概念が、内閣府の計画へと昇華される過程で、より広範な「成長戦略」や既存の「IPランドスケープ」といった保守的かつ全体最適化された表現へと抽象化・変容している事実が浮き彫りとなった。本稿では、マクロ経済認識、具体的な知財経営の事例、用語の変遷、AI戦略の力点、国際審査・標準化施策、およびスタートアップ支援等、多角的な視点からこの乖離と統合のプロセスを解き明かす。

2. マクロ経済認識の温度差と「稼ぐ力」の抽象化

両文書を比較する上で最初に直面する最大の差異は、背景となるマクロ経済的危機感の「温度差」と、そこから導き出される基本理念の「表現方法」にある。

2.1 産業構造審議会における切迫したマクロ経済的危機感

第21回知的財産分科会において、特許庁は日本経済の現状に対して極めて切迫したマクロ経済データを提示した¹。以下の表は、分科会で提示された1991年から2024年にかけての主要先進国（G7）の賃金および労働生産性の推移を示したものである¹。

比較項目	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
名目賃金推移 (1991年=100)	104	299	298	237	214	218	241

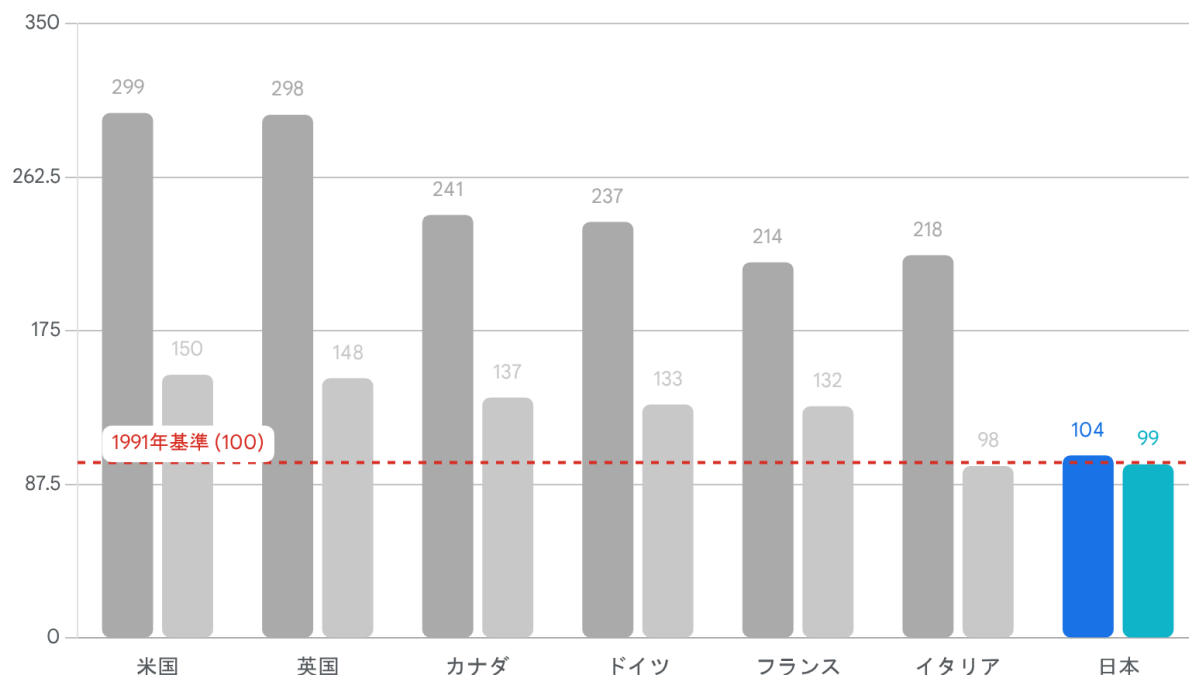
実質賃金推移 (1991年=100)	99	150	148	133	132	98	137
労働生産性 (2024年:ドル/時間)	57.8	116.5	82.6	98.9	90.9	79.2	75.4
労働生産性の伸び率 (2010-24年平均)	0.80%	1.06%	0.40%	0.78%	0.33%	0.02%	0.60%

特許庁の分析によれば、日本の時間当たり労働生産性の伸び率はG7中2位(0.80%)と健闘しているにもかかわらず、労働生産性の絶対水準は最下位(57.8ドル)であり、名目賃金は30年以上ほぼ横ばい(1.04倍)、実質賃金においてはマイナス成長(0.99倍)に陥っている¹。この乖離の主要因として、特許庁は「交易条件の悪化」を指摘している。すなわち、資源を高く輸入し、高い付加価値を持たない製品・サービスを安く輸出する構造が、労働生産性の上昇分を相殺し、実質賃金を抑制しているという構造的欠陥である¹。

主要国における名目および実質賃金の推移比較

G7各国の賃金の推移 (1991年=100)

■ 名目賃金 ■ 実質賃金



1991年を100とした場合の2024年時点での賃金水準。米国や英国が名目で約3倍、実質で約1.5倍に成長しているのに対し、日本は長期にわたり停滞していることが明白である。

データソース: [OECD.stat](https://data.oecd.org/)

この危機的状況を打破するため、特許庁は「稼ぐ力のための知的財産」という極めて直接的かつ実利的なスローガンを掲げた¹。知財を独占排他による「高価格化(付加価値の獲得)」のツールとして徹底的に利用し、企業が市場で価格決定権を握ることで交易条件の悪化を跳ね返し、投資と賃上げの好循環を創出するというミクロ経済的アプローチである¹。

2.2 国家戦略としての抽象化と「成長戦略」への包摂

一方、『知的財産推進計画2026』の本文では、この生々しい「交易条件の悪化」や「他国と比較した賃金の停滞」といった直接的でネガティブな指標への言及は注意深く後退している¹。代わりに、「高付加価値経済の実現」や「世界的に無形資産投資が急速に増加」といった、より普遍的でマクロな成長論へと表現が丸められている¹。

具体的には、推進計画において、日本市場(日経225)における時価総額に占める無形資産の割合が2025年時点で52%に達し、中長期的KPI(2035年までに50%以上)を前倒しで達成したというポジティブな成果が強調されている¹。対照的に分科会では、日本の無形資産投資額が水準・伸び率ともに欧米に後れを取っている事実(米国は付加価値比15.5%、日本は9.3%)が厳しく指摘されていた¹。

特許庁が強く打ち出した「稼ぐ力」という直接的な言葉は、推進計画の中では「クールジャパン関連産業（海外展開規模30.7兆円）」の文脈において「稼ぐ力を牽引する」という修飾語として局所的に採用されるにとどまり、全体的なトーンは「成長戦略の推進」という穏健かつ包括的な国家ビジョンへと変換されている¹。

これは、特許庁（産業構造審議会）の視点が「個別の企業がいかにして市場で価格決定権を握り利益を上げるか」という現場発想のアプローチであったのに対し、内閣府（知的財産戦略本部）の視点が「国家全体のイノベーション力の底上げとGDPへの寄与」というマクロなトップダウンのアプローチであることに起因する不可避的なニュアンスの差異であると分析できる。

3. 企業経営における知財活用 of 具体例とその反映

分科会では、企業がどのように知財を活用して「稼ぐ力」を高めているかについて、複数の先進的な事例が提示された¹。これらの事例から抽出されたエッセンスは、推進計画の「施策の方向性」に概念として組み込まれている。以下に、分科会で提示された主要な企業事例とその戦略を整理する。

企業名	活用戦略の概要	成果と経営へのインパクト
株式会社タンガロイ	クローズド戦略（ライセンス要請を原則拒否し特許で技術を囲い込む）。研究開発への継続投資（売上高の約5%）。	利益率約40%を達成。年間新製品発売数15年連続業界最多を実現し、価格競争を回避 ¹ 。
ソニーグループ株式会社	オープンイノベーション。米の粳穀由来の活性炭「トリポラス」を特許・商標で保護し、自社で事業化困難な素材を他社（アパレル等）と協業して製品化。	自社の既存事業外の領域において、環境価値を裏付けとした新製品・新市場を創出 ¹ 。
ダイキン工業株式会社	オープン＆クローズ戦略。冷媒R32の関連特許を無償開放し、微燃区分の新設など国際標準化を推進。	省エネ技術（圧縮機制御回路等）の差別化技術は秘匿・特許化し競争優位を維持。売上高と営業利益の劇的な拡大に寄与 ¹ 。
JFEスチール株式会社	IPインテリジェンスの活用。「JFE Resolus」を通じ、1万件超の保有特許やノウハウを外部提供。市場調査により他社のニーズを分析し提供ラインナップを決定。	自社技術の外部展開によるソリューションビジネス化。2027年度に収益150億円を目指す ¹ 。

株式会社ブリヂストン	摩耗予測アルゴリズムによるBtoBソリューション。アルゴリズムのフローチャートは特許化し、正確な予測のための判断基準はノウハウとして秘匿。	模倣困難なビジネスモデルを構築。モビリティテック事業において高い営業利益率（10.0%）を達成 ¹ 。
------------	---	--

3.1 独占・排他とオープンイノベーションの実践事例

タンガロイの事例は、従来の「独占排他機能」を極限まで高めたモデルであり、圧倒的な研究開発投資により製品のライフサイクルを短くし、他社の追従を許さないことで高利益率を維持する手法である¹。推進計画においては、こうした「他者の製品・サービスとの差別化や付加価値向上」が知財の基本的かつ中心的な役割として明記されている¹。

一方、ソニーの「トリポーラス」の事例に見られるような、自社技術をパートナー企業の知恵やアイデアと掛け合わせるオープンイノベーションの手法は、推進計画の「産学連携による社会実装の推進」や「大企業とスタートアップの連携」といった文脈において、エコシステム構築の重要性として概念化されている¹。

3.2 オープン＆クローズ戦略とソリューションビジネスへの転換

ダイキン工業が実践したオープン＆クローズ戦略は、分科会において特に重要視されたモデルである¹。同社は、環境負荷の低い冷媒R32の普及を阻んでいた規格上の制約（可燃性分類）を打ち破るため、国際標準化機関に働きかけて「微燃」区分を新設させるとともに、R32関連の基本特許を無償開放した¹。これにより、市場全体のパイを拡大するエコシステムを形成した。しかし、単なるオープン化に留まらず、圧縮機の制御回路など製品の差別化要因となる中核技術やノウハウについては、特許化および営業秘密として厳重に秘匿・独占し、高収益を確保するメカニズムを構築したのである。この戦略的二面性は、推進計画2026においても「国際標準戦略のためのオープン＆クローズ戦略を推進する必要がある」として、国家戦略の具体的な手段として明確に反映された¹。

さらに、JFEスチールやブリヂストンのように、モノ売りからソリューションプロバイダーへと転換する際、単に特許を取得するだけでなく、データやノウハウ（暗黙知）を意図的に秘匿し、フローチャート等を見せる部分と隠す部分に戦略的に切り分ける手法が紹介された¹。推進計画では、「自社の競争力の源泉となる強みが形式知化されておらず暗黙知にとどまっていること」を課題として挙げつつ、これらを見極めた上での無形資産投資の重要性を説いている¹。

4. 用語の決定的な食い違い：「IPインテリジェンス」と「IPランドスケープ」

今回の比較分析において、最も顕著かつ象徴的な「反映の不一致」が見られるのが、知財情報の戦略的活用を指す用語の扱いである。

4.1 「IPインテリジェンス」への移行宣言とその背景

5月の分科会において、特許庁は明確な意図をもって「IPインテリジェンス」という用語を導入し、資料内でも大々的に展開した¹。従来、日本国内の政策文書や知財業界において、特許情報を経営戦略に組み込む手法は「IPランドスケープ」と呼ばれてきた。しかし、分科会において有識者（中村委員

等)から、「IPランドスケープ」という呼称は諸外国では通用しない「ガラパゴス用語」であり、単なる特許マップの作成と誤解されがちであるという強い懸念が提示された¹。特許情報の分析にマーケット情報やビジネス情報を統合し、経営陣の意思決定(ブルーオーシャンの探索、M&A先の選定など)に直結させるプロセスを正確に表現するためには、グローバルスタンダードに近い「IPインテリジェンス(またはビジネスインテリジェンス)」へと名称を変更すべきであると主張され、特許庁もこれに賛同する形で分科会を進行した¹。

分科会資料では、富士フイルムによる日立的の画像診断関連事業買収事例などが「IPインテリジェンス」の成功事例として紹介された¹。この事例では、自社と他社の特許集中度をヒートマップ化して相互補完的な技術領域を特定するだけでなく、特許情報から発明者を特定することで、買収対象となる「コア人材」を見極めるという、高度なインテリジェンス活動が示された¹。

4.2『推進計画2026』における「IPランドスケープ」の残存と概念のねじれ

しかし驚くべきことに、そのわずか1か月後に決定された『知的財産推進計画2026』では、特許庁が推進した「IPインテリジェンス」への用語の切り替えは国家戦略レベルではほとんど反映されなかった¹。

推進計画の中で、「日本成長戦略会議において示された戦略17分野における勝ち筋の明確化」という極めて重要な国家戦略の柱において、依然として「IPランドスケープ」という用語が堂々と使用されているのである¹。本文中には、「戦略17分野についてIPランドスケープ等の実施を検討し、知財情報に基づく分析を通じて重点強化領域及び重点強化策に関する情報を整理・共有する」と記載されている¹。

一方で、「IPインテリジェンス」という単語が完全に排除されたわけではない。同計画の14ページ(短期・中期施策)において、「中堅企業等における生成AIを活用したIPインテリジェンス等の知財業務の効率化・高度化に向けた施策検討」という文脈で、ただ一度だけ局所的に登場する¹。

この事象は、以下の2点の深刻な構造的課題を示唆している。第一に、概念の矮小化である。分科会では「高度な経営判断(M&Aや市場探索)のための統合情報フレームワーク」として定義されたIPインテリジェンスが、推進計画では単なる「中堅企業のAIを活用した業務効率化ツール」という実務レベルの狭い文脈に押し込められている。第二に、府省間の用語統一の遅れ(パス・ディペンデンス)である。国家プロジェクトや研究開発の方向性を決定づけるマクロな分析手法としては、内閣府主導で過去数年にわたり定着し、既に予算化の根拠ともなっている「IPランドスケープ」という官製用語を急遽転換することに対する強い慣性が働いたと考えられる。

5. AI(人工知能)に対するアプローチの力点の違い

AI技術の急速な進展に対するアプローチにおいても、特許庁(分科会)と内閣府(推進計画)の間で、危機感のベクトルと施策の力点に明確な違いが観察される。

5.1 特許審査の効率化と発明者適格性を問う特許庁のアプローチ

分科会において、特許庁はAIを「行政や企業実務の生産性を飛躍的に高めるツール(AI: AIトランスフォーメーション)」として捉えるとともに、「AIが発明プロセスに介入した場合の特許法上の取り扱い」という産業財産権の根幹に関わる法理的課題に強いフォーカスを当てていた¹。

具体的には、特許審査プロセスにおける先行技術調査や分類付与にAIを導入して効率化を図る「JPO AIビジョン」の策定や、日米欧の共通認識を形成する「三極AIビジョン」に向けた実務者協議が進行中であることが報告された¹。さらに、AIを発明者として出願した「DABUS(ダバス)事件」を引き合

いに出し、AIそのものを発明者とすることは世界的に否定されたものの、AIを高度に利活用して人間の創作的寄与が減少した場合の特許要件に関する議論が急務であることが強調された¹。有識者（竹中委員など）からも、「著作権の分野ではAI＝侵害リスクという議論に偏りがちだが、日本の強みである製造業とAIを組み合わせたフィジカルAIの分野において、特許の観点から技術革新を後押しする前向きな視点が必要である」との強い指摘がなされている¹。

5.2 生成AIの脅威に対する防衛的措置を重視する推進計画

対照的に『知的財産推進計画2026』では、分科会で危惧された「著作権リスクへの過度な偏重」が、結果的に戦略の主要な柱として色濃く反映される結果となった¹。

推進計画は「生成AI等の新たな時代に即した知的財産の保護」を5本柱の1つに据え、クリエイター等の権利保護に膨大な紙幅を割いている¹。2025年に成立したAI法の理念に基づき、権利者や利用者にとって安全な環境を確保するための「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」の制定が明記された¹。さらに、声優や俳優の声を模倣したディープフェイクや音声コンテンツに対するパブリシティ権侵害リスクへの対応、不正競争防止法改正を含むハードロー整備の必要性など、既存のコンテンツ産業を守るための防衛的措置が最前面に押し出されている¹。

特許法上の課題（AI利用発明の明確化）や三極AIビジョンについても言及されてはいるものの、国家戦略全体の文脈から俯瞰すれば、特許を介したイノベーション促進よりも、生成AIによるクリエイティブ産業への脅威に対する防波堤構築（著作権・パブリシティ権の保護）に圧倒的な政治的関心とリソースが割かれている状況が窺える。

6. 具体的な特許庁施策の抽象化と名称変更

特許庁が分科会で提示した最先端の審査施策や支援策は、推進計画に組み込まれる過程で、特定の国名や制度名称が削られ、より抽象的かつ普遍的な表現へと意図的に変換されている。

6.1 「PPH Navi」から「AI技術を活用した情報共有」への一般化

分科会資料では、新興国（特にタイなど）における審査遅延を解消するため、日本特許庁の特許査定理由をAIで作成・翻訳し相手国に提供する独自の取り組み「PPH Navi（特許審査ハイウェイ・ナビ）」が目玉施策として紹介されていた¹。これは、従来のPPHを利用してもなお1回目の審査結果通知に長期間を要する課題を解決するため、2026年1月からタイとの間で開始され、審査結果の通知期間を大幅に短縮（平均36ヶ月から12ヶ月へ）するという具体的な成果目標も示されていた¹。

しかし、推進計画2026の本文では、「PPH Navi」という固有名詞や「タイ」といった特定国名は完全に消去されている¹。代わりに、「国際審査協力の一環として、特に新興国に対して、日本の先行技術調査外注の仕組みとAI技術を活用して、先行技術調査結果等を提供することにより審査実務の円滑化や品質向上に資する情報共有を行う取組を進める」という、極めて抽象的かつ一般化された表現に置き換えられている¹。これは、最高位の国家戦略文書において特定の二国間プロジェクト名を目立たせることを避け、将来的な適用対象国（他のASEAN諸国等）の拡大を見据えた汎用性を持たせるための官僚的な修辞技術であると解釈できる。

6.2 「コンサルテーション審査」から「標準戦略対応審査」への転換

同様の現象は、国際標準化に向けた特許庁の支援策にも見られる。分科会では、標準関連の特許出願に対して、審査官が事業戦略や標準化のタイミングに合わせて補正の相談に乗り、適切な権利

範囲となるよう伴走する「コンサルテーション審査(仮称)」の創設が華々しく発表された¹。有識者(下川原委員等)からも、企業サイドの意見を反映した制度運用を望む声があがっていた¹。

これが推進計画2026に反映された際には、仮称であった名称が正式に「標準戦略対応審査」という堅い行政用語へと修正されている¹。計画の42ページには、「特許庁は、出願人が標準化活動や事業における技術の位置付けを説明し、審査官と認識を共有しながら審査を進める標準戦略対応審査を導入し...」と明記され、施策の内容自体は完全に担保されている¹。

これらの表現の差異は、特許庁(現場)が持つ事業支援の「サービス業的アプローチ(コンサルテーション、ナビ)」が、内閣府(本部)の「国家の確固たる制度的アプローチ」へと翻訳される際に見られる典型的なプロセスである。

7. コーポレートガバナンスと知財金融: 完全なシンクロナイズ

前述の用語や力点の差異とは対照的に、特許庁の施策と推進計画が完全にシンクロナイズ(同期)し、寸分の狂いもなく反映されている領域が存在する。それが「コーポレートガバナンス改革」と「知財を活用した資金調達(知財金融)」の領域である。

7.1 CGC改訂と「価値創造ストーリー」の開示

分科会において特許庁は、2026年4月に公表された東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード(CGC)の改訂案に対する強い支持と期待を表明した¹。この改訂案では、取締役会の責務として「設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等」に関し、具体的に何を実行するのかを説明することが「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる「原則」に格上げされた¹。藤木委員等の有識者からも、知財が企業の成長投資の中核として捉えられるようになったことへの肯定的な評価が示された¹。

『知的財産推進計画2026』では、このCGC改訂の動きを全面的に取り込んでいる¹。計画本文には、「CFO、CTO等のCxO間の役割分担や意思決定責任が整理されていないこと」「知財・無形資産への投資が将来の価値創造との関係を明確に示されないまま費用(販管費)として認識されがちであること」といった企業内部のボトルネックが鋭く指摘されている¹。その解決策として、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の再改訂を通じ、中長期の成長投資に資金が回る環境作りを徹底し、統合報告書や有価証券報告書における開示を高度化する方針が打ち出され、特許庁と内閣府の完全な歩調の一致が見られる¹。

7.2 企業価値担保権の創設と事業性融資

また、スタートアップや有形資産に乏しい中小企業(資本金1億円未満の中小企業の資本装備率は387万円に留まる¹)の資金調達を支援する新たな仕組みとして、分科会で紹介された「企業価値担保権(事業性融資の推進等に関する法律に基づく)」についても、推進計画2026に深く刻み込まれている¹。

分科会資料では、2026年5月25日に施行された同法により、不動産担保や経営者保証に過度に依存する日本の旧態依然とした融資慣行を是正し、無形資産を含む事業全体の価値に着目した融資を行うためのインフラとして企業価値担保権が解説された¹。推進計画でも全く同じ認識の下、「弁理士等の知財専門家と金融機関が協働して事業性評価を行う仕組み」の構築や、金融機関での融資審査およびフォローアップに有用な情報収集・公表の検討が明記されている¹。このように、知財と金融を直結させるマクロな法制度改正の波には、特許庁と内閣府が一体となって乗っていることが確認できる。

8. スタートアップ・大学支援と紛争解決インフラの拡充

スタートアップ支援および権利保護（紛争解決）の領域においても、分科会での議論が推進計画の具体的なアクションプランへと着実に変換されている。

8.1 IPASの成功と大学知財エコシステムの課題

特許庁が主導しINPITが実施する知財アクセラレーションプログラム「IPAS」の成果は、推進計画におけるスタートアップ支援の成功モデルとして高く評価されている¹。2025年度は創業期スタートアップ22社に対してビジネス専門家と知財専門家からなるメンタリングチームを派遣し、支援先からの満足度も極めて高いことが報告されている¹。

推進計画において、このIPASの仕組みや、ベンチャーキャピタルに対する知財専門家の派遣（VC-IPAS）による知財戦略構築支援が、今後の方向性としてそのまま踏襲・明記された¹。スタートアップの技術的優位性を確保し、資金調達を呼び込むためのディープテック支援において、特許庁の実務的フレームワークが国家戦略の不可欠なパーツとして機能している。

一方、イノベーションの源泉たる大学の知財活用については厳しい現実が突きつけられている。推進計画の中で、大学等保有特許の利用状況を見ると、多くの大学等で保有特許の約8割が未利用のまま死蔵されていることが明らかになった¹。東大や京大などの一部トップ大学とそれ以外の大学との間で、知財マネジメント能力や産学連携のノウハウに大きな格差が存在している。これを解消するため、INPITによる大学等への知財専門家派遣事業（iAca）の拡充や、「大学知財ガバナンスガイドライン」の浸透、「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」の実効性向上といった施策が推進計画に盛り込まれ、社会実装機会の最大化が図られている¹。

8.2 損害賠償額の高額化と民事救済措置の強化

紛争解決インフラの整備に関しても、分科会での報告が如実に反映されている。特許庁の資料では、近年の特許権侵害訴訟（東京地裁・大阪地裁）における認容額が上昇傾向にあり、1億円以上となる判決の割合が42%（2020-2023年）に達し、2025年には200億円を超える判決が出た事実が示された¹。

推進計画2026はこれを好意的に受け止めつつも、イノベーションを保護するための更なる抑止力の向上を求めている¹。具体的には、2019年の特許法等改正による損害賠償額算定方法の見直しの効果検証を踏まえ、「損害の回復と侵害者利益の剥奪を確実にする民事救済措置の規定の導入」が打ち出された¹。さらに、「複数の権利者が有する知的財産権を集約することにより権利行使を容易化する仕組み（集团的・組織的権利行使）の構築」、そして利用低迷が課題となっている「査証制度等の証拠収集手続きの充実・強化」に向けた制度的手当の検討が明示された¹。特に証拠収集の円滑化については、営業秘密や著作権への拡大、海外所在証拠への対応など、現行法の枠を超える野心的な検討課題が設定されている点は特筆に値する。

9. コンテンツ・地方創生・農林水産：特許庁の枠を超える「国家知財戦略」の広がり

最後に、産業構造審議会（特許庁）の守備範囲を大きく超え、『知的財産推進計画2026』ならではの独自かつ強大な要素として組み込まれた領域について言及する必要がある。推進計画全体の約半分を占めるこれらの領域こそが、省庁横断的な国家戦略たる所以である。

9.1 成長投資によるコンテンツ戦略とクールジャパンの深化

推進計画2026では、コンテンツ分野を「我が国の基幹産業」と再定義し、海外市場規模を2033年までに20兆円（2024年実績で6.1兆円）とする巨大なKPIを設定している¹。この目標達成のため、「コンテンツ分野官民投資ロードマップ」の策定、予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、クリエイターへの複数年にわたる弾力的支援、海賊版対策の徹底（ベトナム・インドネシア等への国際執行強化やCloudflare事件などの司法判断への注視）、さらには「メディア芸術ナショナルセンター（仮称）」の整備といった大規模・長期・戦略的な官民投資が約束された¹。

また、クールジャパン関連産業全体で海外展開規模30.7兆円（2025年比13%増）を記録しており、訪日外国人旅行消費額も9.5兆円に達している¹。これをさらに拡大するため、「コンテンツ地方創生拠点（2025年度に23箇所を選定）」を活用したインバウンド誘客や、ロケツーリズム・アニメツーリズムの推進など、知財（コンテンツ）を起爆剤とした地方経済の活性化が重点的に描かれている¹。特許庁分科会における「製造業の技術や特許」をベースとした議論とは次元を異にする、文化庁・経済産業省商務情報政策局・観光庁などが主導するソフトパワー戦略の全容がここに展開されている。

9.2 農林水産・食品産業における知財の「稼ぎ」への転換

農林水産分野においても、「稼ぎ」の増大を目的とした強力な知財戦略が立案されている¹。日本の農林水産物・食品の輸出額は2025年に1.7兆円に達し、2030年までに5兆円とする目標が掲げられている¹。

この目標に向けて、種苗法改正案（令和8年特別国会提出予定）による育成者権の存続期間延長や、出願品種の輸出差止め請求権の創設、育成者権管理機関の立ち上げを通じた戦略的な海外ライセンスの実施が明記された¹。さらに、和牛等の家畜遺伝資源の保護、地理的表示（GI）保護制度のEU動向を踏まえた手工芸品・工業製品への拡大検討、模倣品疑義情報相談窓口の運用など、地域の伝統的知財をグローバル市場の収益源に変えるための重層的な防御網と攻撃網の構築が進められている¹。

10. 結論：全体最適化に伴う表現の変容と戦略の昇華

以上、産業構造審議会第21回知的財産分科会の議論と『知的財産推進計画2026』の精緻な比較分析を通じて、以下の結論が導き出される。

1. 実利的「稼ぐ力」から大局的「成長戦略」へのトーン変換：特許庁が提示した、交易条件悪化による賃金停滞という生々しい危機感に基づく「稼ぐ力」の強調は、内閣府の計画へと統合される過程で、よりポジティブでマクロな「高付加価値経済の実現」や「成長戦略」という官僚的・包括的言語へと和らげられ、抽象化された。
2. 用語統合の壁と「IPインテリジェンス」の矮小化：分科会において強く推進されたグローバル基準の「IPインテリジェンス」への用語変更は、国家戦略レベルでは全面採用されず、国策の中心（戦略17分野）においては既存の「IPランドスケープ」というフレームワークが温存された。IPインテリジェンスは中小企業のAIツールといった狭い文脈でのみ採用されており、府省間での概念のねじれが残存している。
3. AI戦略における力点の分岐（保護 vs イノベーション）：特許庁が特許審査の効率化（AX）やAI利用発明者問題など「イノベーション推進」に主眼を置いていたのに対し、国家計画は生成AIによる著作権侵害やディープフェイク対応など、クリエイティブ産業を守るための「防衛的ルールメイキング（プリンシプル・コード制定）」に圧倒的なリソースと記述を割いた。

4. ガバナンスと制度設計における完全な同期: 一方で、コーポレートガバナンス・コード改訂を通じた知財投資の開示義務化、企業価値担保権を利用した知財金融の推進、そして標準化活動と特許審査を連動させる施策(標準戦略対応審査)やAIを活用した情報共有(PPH Navi)といった実務的かつクリティカルな制度改革については、特許庁の意図が寸分の狂いもなく国家戦略の中枢に組み込まれ、完璧な同期を見せている。

特許庁の個別具体的かつ鋭利な施策は、国家戦略という巨大な見取り図に組み込まれる際に、特定の国名や刺激的な用語が削られ、丸みを帯びる宿命にある。しかし、その根底にある「知財・無形資産を企業経営と国家戦略の中核に据え、持続的な投資と収益の好循環を生み出す」というコア・イデオロギーは、表現を変えながらも『知的財産推進計画2026』の強靱な骨格として確実に機能していると評価できる。

引用文献

1. s01 (1).pdf